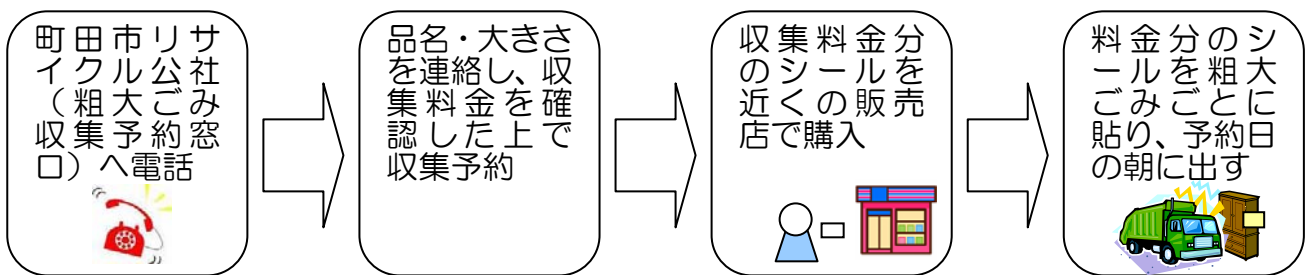


町田市からのお知らせ

(1) 粗大ごみのシール制度について (2010年3月1日～)

町田市では、これまで、粗大ごみの収集手数料は、収集時にその場でいただいております。しかし、この制度は、本人の立ち会いが必要となるため、特に平日立ち会えない市民にとって不便なものになっていました。

そこで、3月1日収集分から、市へ収集の申し込みをした後に、粗大ごみ処理券（シール）を購入し、収集日に貼って出していただくシール制度を導入することにいたします。



※ これにより、収集時に本人が立ち会う必要がなくなり、不便が解消されます。

(2) 燃やせないごみで出すことができる品目の見直しについて (2010年3月1日～)

指定収集袋からはみ出してしまうものについては、これまでカサ以外は粗大ごみで出していただくようお願いしていましたが、3月1日収集分から、ほうきや野球のバットといった、細長い棒状のものについても、一定以下の大きさであれば燃やせないごみ用指定収集袋（40リットル）で出せるようにいたします。

(3) リサイクル文化センター持ち込み料金の改定について (2010年4月1日～)

一律に「搬入重量10キログラムごとに250円」と、わかりやすい形に改定いたします。

※ 粗大ごみの品目ごとの料金や、シールの販売店一覧など、詳細については、広報まちだ2010年2月1日号でご紹介する予定です。